

雲南市社会福祉協議会 福祉出前講座 実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市民の求めに応じ社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員を講師として派遣し、当該職員が担当する分野についての講座や実習等を実施することにより、市民への福祉の理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この講座の名称を社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会 福祉出前講座（以下「出前講座」という。）とする。

2 市民がこの講座に親しみをもち、活用しやすくするために、愛称を「支え合う福祉のまちづくり出前講座」とする。

(対象)

第3条 出前講座は、市内に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する5人以上の団体・企業等を対象とする。

(内容)

第4条 出前講座の内容は、本会会長が別に定める。

2 前項に規定する項目以外の講座の開催について要望が出された場合は、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。

(実施時間及び場所)

第5条 出前講座は90分以内とし、原則平日の午前9時から午後9時までの間で申込みのあった時間に実施する。

2 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

(申し込み等)

第6条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、受講しようとする日の1ヶ月前までに、出前講座申込書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 出前講座を受講するために必要な施設は、申込者の責任において用意するものとする。

(決定)

第7条 本会会長は、前条1項の申込みがあったときは、出前講座の可否を決定し、出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(受講の制限)

第8条 本会会長は、次の各号の一に該当するときは、出前講座の受講を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すようなおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) その他出前講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により出前講座の受講の決定を受けたものは、実施日時、場所その他の申込み事項を変更しようとするとき、又は出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに本会会長に届け出て、本会会長の承認を受けなければならない。

(費用)

第10条 出前講座の受講に係る費用は無料とする。ただし、教材費その他の実費は、団体グループの負担とする。

(事務局)

第11条 出前講座の事務局は、福祉のまちづくり促進センターとする。

2 講師派遣等に係る事務は、講師の所属する部等において行う。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。